

「大阪府北部地震」緊急要望書の回答
 吹田民主商工会、吹田商工協同組合より吹田市に対して「大阪府北部地震」における緊急要望書についての回答が届きました。2週に分けて掲載します。

(1) 住民及び事業者の被害状況を調べ、その内容や被害状況を公表していただくこと。また今回の経験から今後の教訓を導き出し、住民に公表していただくこと。

(担当…危機管理室)

吹田市の被害状況については、ホームページにて公表しており、今後も随時更新を行ってまいります。

今回の地震の経験や今後の教訓につきましては、今後実施する吹田市地域防災計画の改定作業の中で反映し、ホームページ等で公表してまいります。

(2) 地震被害者の総合的な相談窓口を設置していただくこと。

(担当…市民総務室・人権平和室・男女共同参画室)

災害に関する相談窓口につきましては、6月22日(金)に「災害に関する総合窓口」を設置し、対応を行っているところです。

(3) 地震被害者を励ますうえでも、全国各地で実施されている住宅リフォーム助成制度や商店リニューアル助成制度を早期に創設して、地域経済の循環的な振興に役立てていただくこと。

(担当…住宅政策室)

一般的な「住宅リフォーム」の定義としては、バリアフリー化や地震に対する安全性を確保するもの、住宅内部の快適性の向上や外部の美観の向上を図るものなど対象となるものなど、幅が非常に広いと理解しております。

民間の住宅は、基本的に個人の資産であり、維持管理に ついても、本来、住宅の所有者自らの力で行うことが基本と考えておりますが、要介護・要支援認定を受けている方の住宅改修や、住宅安全性確保などの観点からの、耐震診断・耐震設計及び耐震改修に関する助成があります。

一方、居住空間の快適性や外観の美化については、住宅を所有する個人ひとりひとりの価値観や好みによるところが大きいと考えておりますので、この点から判断しても住宅政策として市が支援を行うべき範囲から外れてくると考えております。

「大阪府住宅リフォームマイスター制度」「大阪の住まい活性化フォーラム」等の相談窓口の情報提供については、引き続き、住宅政策の一環として取り組んでまいりたいと考えておりますが、現在実施している助成制度以外のリフォームに対する新たな助成制度の創設は予定しておりません。

(担当…地域経済振興室)

商店街等の活性化を図るため、商業共同施設の設置又は補修に係る費用の一部について助成を行っておりますが、個店への助成は行っておりません。現状では制度の創設は困難と考えますが、今後も引き続き他市の状況やニーズの把握に努めてまいります。

(4) 国民健康保険料、介護保険料、市民税、固定資産税等の災害での減免基準の多くが「住宅や家財などに著しい損害

(半壊以上)」とされていますが、相談者の実態をよく把握し柔軟に対応して減免していただくこと。

(担当…国民健康保険室)

国民健康保険料の減免につきましては、お住まいの住宅が「半壊以上」となられた方に対する制度がございます。納付義務者の皆様の状況をよくお伺いし、適切に対応いたします。

(担当…高齢福祉室)

地震による被害を受けられた方からの保険料減免のご相談については、減額又は免除の事由に該当されましたら、対象となります。

しかし、減免の対象とならない場合には、分納等のご相談等柔軟に対応します。

(担当…市民税課)

市民税の減免の適用につきましては、相談者の実態把握に努め、吹田市市税条例及び同施行規則に基づき、適正に処理してまいります。

(担当…資産税課)

固定資産税の減免につきましては、被災された家屋の実態把握に努め、吹田市市税条例及び同施行規則に基づき、適正に処理してまいります。

(5) 地震の被害により税金、社会保険料を一時的に納められない住民には、「徴収の猶予」「換価の猶予」など納税緩和措置を積極的に適用していただくこと。また延滞税などは免除していただくこと。

(担当…納税課)

納税者のご事情を十分にお聞きし、徴収猶予などの法令適用を考慮した上で適切に対応して参ります。

(担当…国民健康保険室)

災害、病気、事業の廃止などによって保険料を納付することによりその事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合には、徴収猶予、換価猶予などの緩和措置について、相談者のご事情をお聞きし、適切に対応いたします。

(担当…高齢福祉室)

地震による被害を受けられた方からのご相談につきましては、状況を踏まえ、必要に応じて徴収猶予等の申請について、迅速に対応します。

(6) 地震発生前からの税金、社会保険料の滞納に対しては差押え、換価は一定の期間行わないこと。滞納者の地震による被害がないか把握に努め滞納者の希望をよく聞き、分納に応じます。

(担当…納税課)

納税者のご事情を十分にお聞きし、納付しやすい方法などの相談に応じて参ります。

(担当…国民健康保険室)

新たな財産の差押えや換価(売却)などの滞納処分は、納付相談を通じ世帯の状況をお聞きする中で、適切に対応いたします。

(担当…高齢福祉室)

介護保険料を滞納されている方で、地震による被害を受けられた方からのご相談につきましては、状況を踏まえ、分納などの御相談を行います。

会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょ
商工新聞は経営のヒント・ハウスの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょ